益田市一般廃棄物処理基本計画 概要版 平成 31 年 3 月



SDGs達成に向けた計画

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

益田市一般廃棄物処理基本計画(平成31年3月) (以下、「本計画」といいます。)では、既計画を 見直し、「持続可能な開発目標(SDGs)」の考え方 や、国・県の上位計画、益田市(以下、「本市」と いいます。)の状況を反映したより実行性のある計 画となるよう、一般廃棄物の適正処理のための基本 事項等を改定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第3期しまね循環型社会推進計画」 (平成28年3月)を上位計画として、国の法律・ 計画等や「第5次益田市総合振興計画」などとの整 合を図るものとします。

3. 計画対象区域

計画対象区域は、本市の行政区域とします。

4. 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象区域内で 発生する一般廃棄物のうち、「特別管理一般廃棄物」 を除く「ごみ」及び「し尿(生活排水)」とします。

5. 計画期間

計画期間は10年間とし、平成31年度を初年度、 平成40年度を計画目標年度とします。また、平成 35年度を中間目標年度とします。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理等の現状

(1) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量の実績を表 1 に示します。 生活系ごみ排出量は減少傾向、事業系ごみは増加 傾向です。また、1 人 1 日当たりのごみの排出量 は増加傾向となっています。

表 1 ごみの種類別排出量

区別	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
人口(人)	49, 515	48, 904	48, 260	47, 736	47, 200
生活系ごみ(t/年)	11,021	11, 210	11, 051	10, 715	10, 695
事業系ごみ(t/年)	5, 794	5, 843	6, 084	6,074	6, 048
集団回収量(t/年)	207	199	178	130	91
ごみ総排出量(t/年)	17, 022	17, 252	17, 313	16, 919	16, 834
原単位(g/人·日)	941.8	966. 5	982. 9	971. 0	977. 1

(2) リサイクル率について

リサイクル率は、過去4年間で減少しています。

表 2 総資源化量とリサイクル率

	平成	平成	平成	平成	平成
区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)
総資源化量(t/年)	3, 642	3, 705	3, 698	3, 546	3, 349
ごみ総排出量(t/年)	17,022	17, 252	17, 313	16, 919	16, 834
リサイクル率(%)	21. 4	21.5	21.4	21.0	19.9

(3) 課題の抽出、整理

①ごみ排出の課題

ごみ排出については、1人1日当たりのごみ排 出量が増加傾向にあります。

また、事業系ごみが増加傾向にあります。

② リサイクル率の課題

リサイクル率については、今後は古紙類を対象 とした対策を実施する必要があります。

③ 中間処理の課題

中間処理では、今後の施設整備の際に、環境への配慮、コスト縮減とともに、安全で効率的な中間処理計画を検討する必要があります。

④ 最終処分の課題

最終処分では、下波田埋立処理場が残余年数 14年程度と想定しており、次期処分場について の検討を開始する時期に差しかかっています。

⑤ その他の課題

近年発生している災害の状況を見ると、災害時に多量の災害廃棄物が発生することから、平時から災害廃棄物処理について検討しておく必要があります。

2. ごみ処理基本計画策定の基本的事項

(1) 基本理念

本計画においては、「ますだ循環型社会の形成」を基本理念とします。

~基本理念~ ===

「ますだ循環型社会の形成」

~ 基本方針~ ===

- 1 市民・事業者・行政の参加と連携による ごみの排出抑制
- 2 ごみの分別の徹底と資源化の促進
- 3 ごみの適正処理の推進

(2) 目標の設定

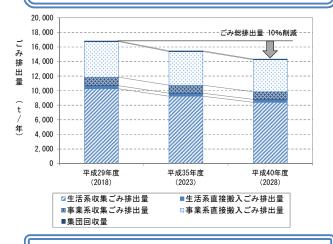
本市におけるごみの排出削減目標および資源化の目標を、以下のとおり設定します。

ごみ排出量の削減目標

平成40年度のごみ総排出量を10%以上削減(平成29年度比)

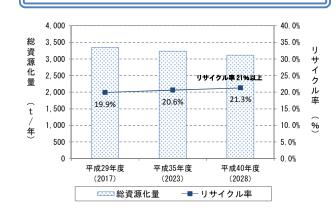
削減目標を達成するために、

家庭系燃やせるごみの原単位を約 40g 削減 事業系燃やせるごみの1日量を約1.5t 削減



資源化の目標

平成 40 年度のリサイクル率 21%以上



3. ごみ処理基本計画

ごみの排出抑制・資源化の促進に当たっては、 市民・事業者・行政それぞれの役割分担を明確に し、三者が一体となってごみの発生を抑制してい かなければなりません。したがって、次のように 市民・事業者・行政が一体となり、各々が適切に 役割分担し責任を明確化したうえで、効果的な施 策の推進に努める必要があります。



~燃やせるごみの減量化・資源化 重点方策~

①生ごみの減量化

- 生ごみの水切りを徹底する。
- 食品ロスの削減に努める。
- ・堆肥化の普及促進、積極的な取り組みに努める。
- ・必要な物だけを製造、販売、購入する。
- ②分別の徹底
- ・古紙類と容器包装の分別を徹底する。

(1) ごみ排出抑制のための方策

ごみ排出抑制のための方策については、市民・ 事業者・行政の三者がそれぞれの立場で取り組め るよう、行政として以下の支援を行います。

- ① ごみ減量化のための支援策
- ② 事業系ごみの排出抑制指導
- ③ ごみ処理費用負担の適正化
- ④ 各種イベントの開催

(2) 資源化のための方策

資源化のための方策についても同様に、市民・ 事業者・行政の三者がそれぞれの立場で取り組め るよう、行政として以下の支援を行います。

- ① 公共施設、公共関与事業における 再生品の使用促進
- ② 市民団体による集団回収の推進
- ③ 資源化促進のための情報発信
- ④ リサイクル向上のための支援策

(3) 分別、収集·運搬計画

ごみの分別区分、収集・運搬方法は、現状どおり継続し、排出場所、収集方法、収集頻度は、ごみ排出量に応じて随時見直します。

(4) 中間処理計画

中間処理については、現状どおりの委託処理方法を継続します。

また、既存ストックの有効活用を図るため、廃 乗物処理施設の延命化を目的とした長寿命化計画 の策定を検討します。

(5) 最終処分計画

最終処分の方法は、現状どおりの処分方法を継続させるものとします。

また、現在の最終処分場の延命化を図るとともに、新しい処分場の建設に向けた検討を進めていきます。なお、海岸漂着物は、平成31年度から海岸管理者による処理に移行します。

4. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 不法投棄対策

不法投棄をなくすためには、立て看板の設置や 土地所有者や管理者へ防護柵の設置依頼など地域 に即した具体的な防止対策を推進します。

(2) 災害時の廃棄物対策

災害時の廃棄物対策は「災害時相互応援協定」・「平成29年度益田市地域防災計画」の趣旨に基づいて、各関係機関、県、隣接市町との間で廃棄物処理の面においても、相互協力・応援体制を維持強化していきます。

また、「益田市災害廃棄物処理計画」策定作業 も「災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時に おける災害廃棄物行動指針」、「島根県災害廃棄 物処理計画」との整合を図り進めていきます。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理等の現状

(1) 生活排水処理人口の推移

本市の過去5年間の生活排水処理人口の推移は、 以下のとおりです。

表 3 生活排水処理人口の推移

表 3 生活排水処埋入口の推移						
区分	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	
1. 計画処理区域内人(人)	49, 515	48, 904	48, 260	47, 736	47, 200	
2. 水洗化・生活雑排 水処理人口(人)	15, 484	16, 060	16, 476	16, 660	17, 076	
(1)コミュニティ・ プラント(人)	525	530	528	501	469	
(2)合併処理浄化槽人口(人)	11, 388	11, 709	12, 013	12, 191	12, 481	
(3)公共下水道 人口(人)	1, 317	1, 554	1, 695	1, 744	1, 797	
(4)農業集落排水 施設人口(人)	2, 254	2, 267	2, 240	2, 224	2, 329	
3. 水洗化・生活雑排 水未処理人口(人)	14, 316	13, 387	13, 126	12,800	12, 441	
4. 非水洗化人口(人)	19, 715	19, 457	18, 658	18, 276	17, 683	
(1) し尿収集人口 (人)	19, 666	19, 409	18, 611	18, 233	17, 647	
(2)自家処理人口 (人)	49	48	47	43	36	
区分	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	
生活排水処理率(%)	31. 3	32. 8	34. 1	34. 9	36. 2	
水洗化率(%)	60. 2	60. 2	61.3	61.7	62.5	

[※]生活排水処理率:水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100 ※水洗化率:(水洗化・生活雑排水処理人口+水洗化・生活雑排水未処理人口)/計画処理区域内人口×100

(2) 課題の抽出、整理

① 生活排水未処理世帯への対応

公共下水道については、未整備区域の整備拡張、 下水道への接続を推進が必要となっています。ま た、合併浄化槽の普及を図ることが必要です。

なお、水洗化率を高めることにより、し尿等の 搬入量が変化するため、適時な収集・処理体制に ついて検討を行うことが必要です。

② し尿処理施設の老朽化

久城が浜センターでは、各設備が老朽化していることから対策が求められています。また、状況に見合った機器能力に見直す等の対策が必要です。

③ 浄化槽の点検、清掃、法定検査

浄化槽の点検、清掃、法定検査を実施すること について、普及啓発が必要です。

④ 生活排水処理の適正化

各家庭や事業所に対して、適切な排水について 普及啓発が必要です。

2. 生活排水処理基本計画策定の基本的事項

(1) 基本理念

本計画では、「ますだ水循環社会の形成」を基本理念とします。

= ~ 基 本 理 念 ~ ===

「ますだ水循環社会の形成」

= ~ 基 本 方 針 ~ 😑

- 1 生活排水処理施設の整備
- 2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進
- 3 水環境保全のための普及啓発の推進

(2) 目標設定

目標の設定は、生活排水処理率を 50%以上、水 洗化率を 70%以上とします。

処理目標

生活排水処理率50.0%以上水洗化率70.0%以上

表 4 計画処理形態別の人口予測

区分		平成 29 年度 (2017) 実績	平成 35 年度 (2023) 中間目標 年度	平成 40 年度 (2028) 計画目標 年度	
1. 計画処理区域内人口(人)			47, 200	43, 969	41, 190
	2. 才	、洗化・生活雑排水処理人口(人)	17, 076	19, 074	20, 577
		(1)コミュニティ・プラント(人)	469	457	440
		(2)合併処理浄化槽人口(人)	12, 481	13, 670	14, 515
		(3)公共下水道人口(人)	1, 797	2, 697	3, 447
		(4)農業集落排水施設人口(人)	2, 329	2, 250	2, 175
	3. 才	< 洗化・生活雑排水未処理人口)	12, 441	10, 281	8, 513
	4. ≱	‡水洗化人口(人)	17, 683	14, 614	12, 100
		(1) し尿収集人口(人)	17, 647	14, 584	12, 075
		(2)自家処理人口(人)	36	30	25
区 分		平成 29 年度 (2017) 実績	平成 35 年度 (2023) 中間目標 年度	平成 40 年度 (2028) 計画目標 年度	
生活排水処理率(%)			36. 2	43. 4	50. 0
水洗化率(%)			62. 5	66. 8	70. 6
_					

※生活排水処理率:水洗化・生活維排水処理人口/計画処理区域内人口×100 ※水洗化率:(水洗化・生活維排水処理人口+水洗化・生活維排水未処理人口)/計画処理区域内人口×100

3. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理施設の整備

本市の生活排水処理施設の整備を推進するため、以下のとおり、継続した施策に取り組みます。

- ① 公共下水道の整備推進
- ② 公共下水道への速やかな接続
- ③ 農業集落排水施設への速やかな接続
- ④ コミュニティ・プラントの適切な維持管理
- ⑤ 合併処理浄化槽への切り替えの推進
- ⑥ 従来からのし尿処理の継続
 - ・久城が浜センターの基幹的設備改良工事を 平成33年度~平成34年度に実施します。 そのために、平成31年度に長寿命化計画策 定、平成32年度に発注準備、生活環境影響 調査を行います。

(2) 収集、運搬計画

収集、運搬は、行政区域全域を対象とし、し尿 を委託業者、浄化槽汚泥を許可業者により行うこ ととします。今後は、浄化槽汚泥の排出量増加へ の対応、計画的収集作業の指導により、安定的な 収集、運搬を行っていくこととします。

(3) 水質汚濁防止、資源化計画

浄化槽設置世帯等に対しては、点検、清掃、法 定検査について普及啓発することで、浄化槽から の放流水による公共用水域の汚濁防止に努めます。 久城が浜センターの脱水汚泥は、今後も益田地 区広域クリーンセンターに一般ごみとともに搬 入・処理し、溶融スラグとして活用(道路資材等) します。

(4) 中間処理計画

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各施設の管理を適切に行い、放流 水質の向上を目指します。

(5) 最終処分計画

久城が浜センターの脱水汚泥については、現在、 道路資材として活用(資源化)されています。今後 は、他の方法も含めた資源化を検討することによ り、最終処分量を削減することで、最終処分場へ の負担をできるだけ軽減するものとします。